

名古屋市告示第490号

指定納付受託者の名称及び事務所所在地の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の 2の 3第 3項の規定により、次のとおり指定納付受託者の名称及び事務所所在地の変更の届け出があったため、同条第 4項の規定に基づき告示します。

令和 7年10月 1日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 指定納付受託者の名称

（変更前）ソニーペイメントサービス株式会社

（変更後）S P . L I N K S 株式会社

2 指定納付受託者の事務所所在地

（変更前）東京都港区高輪一丁目 3番13号

（変更後）東京都港区芝浦三丁目 1番 1号 田町ステーションタワーN19階

3 納入義務者から委託を受ける歳入

名古屋市立霊園・斎場条例（昭和32年名古屋市条例第20号）第15条の 3に規定する使用料

名古屋市健康福祉局生活衛生部環境薬務課